

料金後納郵便
書面でもe-Taxでも
作成コーナーは自動で計算!

令和3年分 確定申告のお知らせ

重要

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

※ 重要なお知らせです。必ずご本人様がお開封ください。

カスタマバーコード

平成28年分確定申告書の受付期間及び納期限等

	申告書の受付期間	納 期 限
		振替日(振替納税利用の場合)
所得税及び 復興特別所得税	000000~ 000000	0000000
		0000000
消費税及び 地方消費税	000000~ 000000	0000000
		0000000

※ 還付申告は、令和3年2月15日(月)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。)

差出人

〇〇税務署 100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
電話 00-0000-000
九段第2合同庁舎

J H 1 000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等用紙を送付することに代えて送付しています。

平成28年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

《電子申告(e-Tax)に関する事項》

○ 利用者識別番号

1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納付 ご利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

○ 申告の種類 ○色
○ 予定納税額(合計) 9,999,999,999円
○ 振替納税利用 国税銀行
金融機関 財務支店

《消費税及び地方消費税に関する事項》

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況
○ 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 -
○ 中間納付税額(合計) 9,999,999,999円
○ 中間納付譲渡割額(合計) 9,999,999,999円
○ 振替納税利用 国税銀行
金融機関 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額欄が表示されません。
最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

このお知らせは、令和2年11月1日時点の情報に基づき作成しています。

局番番号-整理番号 01101-01234567

税務署からのお知らせ

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。